

公益社団法人神奈川県看護協会公益充実資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県看護協会（以下、「本協会」という。）が実施する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下、「認定法施行規則」という。）に規定する将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために必要な公益社団法人神奈川県看護協会公益充実資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資金の性格)

第2条 本協会は、公益社団法人神奈川県看護協会公益充実資金（以下、「県看護協会公益充実資金」という。）を設けることができる。

2 県看護協会公益充実資金は、公益充実活動等に係る費用等の支出に充てるために保有する資金とする。

(積立て)

第3条 県看護協会公益充実資金には、理事会の決議を受けた金額を毎年度積み立てるものとする。

2 前項に規定する場合のほか、その事業年度に公益目的事業会計に剰余が生じたときは、理事会の決議により積立額を増額することができる。

3 県看護協会公益充実資金は、理事会の決議を受けた積立限度額を超えて積み立てることはできない。

(計画変更)

第4条 公益充実活動等計画の変更は、理事会の決議によるものとする。

(運用)

第5条 県看護協会公益充実資金の運用対象は次のとおりとする。

- (1) 国債、地方債及び政府保証債
- (2) 金融機関への預貯金
- (3) 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託

2 県看護協会公益充実資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(運用益)

第6条 県看護協会公益充実資金から生ずる運用益については、公益充実活動等に使用し、又は当該資金に積み立てるものとする。

(取崩し)

第7条 県看護協会公益充実資金は、公益充実活動等のための支出の場合を除いて、取り崩すことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、本協会の公益充実活動等の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により県看護協会公益充実資金の全部又は一部を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩すことができる。

(備置き)

第8条 この規程及びその写しは、それぞれ本協会の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、法令の定める手続きに従い閲覧の用に供するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。